

ソーラーメイドでんき
(「ソーラーメイド+」メニュー適用)
電気需給約款
[低圧]

実施日 2021年3月15日

レネックス電力合同会社

第1章 総則

第1条 適用

このソーラーメイトでんき（「ソーラーメイト+」メニュー適用）電気需給約款〔低圧〕（以下「本約款」といいます。）は、レネックス電力合同会社（登録番号：A0647。以下「当社」といいます。）からの電気の供給を受けることを検討し、本約款に基づく申込みをされたお客様に対して、当社が低圧で電気を供給するときの供給条件を定めたものです。以下、本約款及び別途当社が定める料金メニュー表等（以下「料金メニュー表等」といいます。）をあわせて「本約款等」といいます。

第2条 定義

次の用語は、本約款等においてそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に規定された一般送配電事業者であって、お客様に対する電気の供給を行うために必要な託送供給契約を当社が締結する者をいいます。
- (2) 需給地点
当社がお客様に電気の需給を行う地点をいいます。
- (3) 供給地点特定番号
一般送配電事業者により定められた需給地点を特定する番号をいいます。
- (4) 低圧
標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルトをいいます。
- (5) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯、LED 灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）
- (6) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器をいいます。但し、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (7) 動力
電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。
- (8) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (9) 契約主開閉器
お客様が設置する、契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (10) 電流制限器等
一般送配電事業者が設置する、契約上設定されるしゃ断器等であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (11) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
- (12) 契約容量
契約上使用できる最大負荷容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (13) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (14) 契約電力等
契約電流、契約容量及び契約電力をいいます。
- (15) 最大需要電力
託送供給契約に基づく接続供給電力の最大値をいいます。
- (16) 力率
供給された電力のうち、有効に使用された電力の割合をいいます。
- (17) 託送供給等約款

一般送配電事業者が定める託送供給等約款（電気事業法第 18 条第 2 項但書に基づき、経済産業大臣より認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件を含みます。）をいいます。

- (18) 託送供給契約
お客様に対する電気の供給を行うために、託送供給等約款に従って当社が一般送配電事業者と締結する必要がある契約をいいます。
- (19) 本電気需給契約
第 7 条第 1 項に従って成立する電気需給契約をいいます。
- (20) 料金メニュー
当社がお客様に電気の需給を行う際の料金及び条件をいいます。
- (21) 需給開始日
お客様に電気の供給を開始する日として、お客様及び当社が協議により定める日をいいます。但し、本電気需給契約成立前に、当該本電気需給契約に係る需要場所についてお客様がいかなる小売電気事業者とも小売供給契約に係る契約関係がない状態で電気の使用を開始した場合には、当該電気の使用を開始した日を需給開始日とします。
- (22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
料金メニュー表等に定められた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）に定める賦課金をいいます。
- (23) 燃料費調整額
料金メニュー表等により算出された金額をいいます。
- (24) 供給条件の説明
電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他の供給条件の説明をいいます。
- (25) 契約前の書面交付
電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他の供給条件が記載された書面の交付をいいます。
- (26) 契約締結後の書面交付
電気事業法第 2 条の 14 に定める料金その他の供給条件等が記載された書面の交付をいいます。
- (27) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税並びに地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額（他の法令により課されるこれらに準ずるものを含みます。）をいいます。
- (28) 法令等
法律、政令、規則（電力広域的運営推進機関、一般社団法人日本卸電力取引所及び金融商品取引所の定める定款、規程、送配電等業務指針及び規則を含みます。）、命令、告示、条例、通達、要綱、行政指導及びガイドライン、裁判所の確定判決、決定及び命令、並びに仲裁判断、並びにその他の司法機関、行政機関又は公的機関の定める一切の規定、判断及びその他の措置をいいます。

第 3 条 本約款等の変更

当社は、お客様の一般の利益に適合する場合の他、託送供給等約款が変更された場合、法令等が変更された場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款等を変更することがあります。変更後の本約款等については、当社は事前に当社ホームページ等を通じてご案内するものとし、本約款等の変更は当社が当該ご案内の際に定める効力発生日に効力を生じるものとします。また、当社が本約款等の変更をお客様に通知した日（本約款等の変更に関するメール・書面などをお客様のご連絡先に発送した日）から 30 日以内にお客様から当社へ連絡がなかった場合、お客様が当該変更に同意したものとみなし、変更後の本約款等が適用されるものとします。

第 4 条 単位及び端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとします。

1. 契約容量の単位は 1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
2. 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
3. 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

4. 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
5. 本約款等又は本電気需給契約に別段の定めがある場合を除き、基本料金、電力量料金及び燃料費調整額の単位は1円とし、その端数は小数点以下第3位で切り捨て、再生エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で切り捨て、また、料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、1円未満の端数は切り捨てます。

第5条 実施細目

本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨を踏まえ、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

第2章 本電気需給契約の申込み、供給の開始及び契約期間等

第6条 本電気需給契約の申込み

1. お客様は、当社からの電気の供給を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社所定の方式により申込みをするものとします。
2. お客様は、第1項に基づきお申込みをすることにより、本約款第7章に定めるものの他、次の各号についてあらかじめ承諾したものとみなします。
 - ① 一般送配電事業者の託送供給等約款に定められている需要家に関する事項を遵守すること
 - ② 当社が、本電気需給契約及び託送供給契約に必要なお客様の情報を一般送配電事業者から提供を受けること

第7条 本電気需給契約の成立、供給の開始及び契約期間

1. お客様が第6条に従って申込みをし、当社がお客様からの申込みを承諾した場合は、当該承諾の時点で当社とお客様の間本約款等の定める条件による電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）が成立するものとします。なお、本電気需給契約の定めと本約款等の定めが矛盾する場合、本電気需給契約の定めが優先するものとします。また、お客様と当社が、本電気需給契約及び本約款等に優先する定めとして別途合意した場合には、当該合意が優先するものとします。
2. 当社は、お客様との本電気需給契約が成立した場合には、一般送配電事業者のスイッチング手続その他の電気の供給開始に必要な手続を経たのちに、需給開始日においてお客様に電気の供給を開始します。但し、当社は、天候、一般送配電事業者による拒絶、停電交渉等その他のやむをえない理由又は不可抗力事由（第44条に定義されます。以下同じです。）によって、需給開始日に電気を供給できないことがあります。この場合には、お客様及び当社は、協議により、需給開始日を変更し、又は本電気需給契約を終了させることができます。
3. 本約款等若しくは本電気需給契約に別段の定めがある場合又はお客様及び当社の間で別段の合意をした場合を除き、契約期間は次によります。
 - ① 契約期間は、当社が提供する太陽光発電設備によるオンサイト電力供給サービスである「ソーラーメイト」に加入のお客様は「ソーラーメイト」の契約の有効期間と同様とします（但し、当該有効期間の満了前に当該「ソーラーメイト」の契約が解除その他の事由により終了した場合には、当該終了時点後に最初に到来する需給開始日の各年の応当日までの期間を契約期間とします。）。
 - ② 契約期間満了の1か月前までにお客様又は当社から別段の意思表示がない場合は、本電気需給契約は、契約期間満了時から1年間、同一条件で延長されるものとし、その後も同様とします。

第8条 需要場所

1. 需要場所は、当社が供給する電気をお客様が使用する場所をいい、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所として取り扱い、これによりがたい場合には、第2項及び第3項によります。なお、この場合において、1構内をなすものとは、柵塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画され、公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
2. 1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、第3項によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。但し、複数の建物であって

- も、それぞれが地上又は地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。
3. 構内又は建物の特珠な場合には、以下によります。
- ① 居住用の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、以下のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所とします。
 - (a) 各部分の間が固定的な隔壁又は扉で明確に区分されていること。
 - (b) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
 - (c) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
 - ② 居住用以外の建物の場合
 - 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないとき又は各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所とします。
 - ③ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
 - 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、第2号に準ずるものとします。但し、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り第1号に準ずるものとします。
 - ④ その他
 - 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とします。
4. 前各項にかかわらず、需要場所について託送供給等約款に異なる定めがある場合には、当該定めが優先されます。

第9条 契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 契約を締結します。

第10条 供給の単位

当社は、原則として、1つの本電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込み及び1 計量をもって電気を供給します。

第3章 料金メニュー及び料金

第11条 料金メニュー及び料金

料金、供給条件、供給電圧、周波数及び契約電力等は、料金メニュー表等に定めるとおりとします。

第12条 料金改定

お客様及び当社は、次の各号に定める事由により本電気需給契約の基礎となる事情が実質的に変更された場合には、料金の改定について誠実に協議するものとします。

- (1) 託送供給契約又は託送供給等約款に変更が生じた場合
- (2) 法令等が変更された場合
- (3) 電気事業に関する事業環境又は市場環境が著しく変化した場合（ハイパーインフレーション及び公租公課、発電費、燃料費、卸電力取引市場の取引価格その他の諸費用の高騰を含みますが、これらに限られません。）

第4章 料金の算定及び支払

第13条 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日より適用します。

第14条 計量日又は検針日

1. 計量又は検針は、一般送配電事業者が実施するものとします。
2. 月毎の計量日又は検針日は、託送供給等約款の規定に基づき、一般送配電事業者が決定します。
3. 一般送配電事業者が、託送供給等約款の規定に基づき、計量又は検針を行わないものとした場合には、一般送配電事業者が別途定める日を計量日又は検針日とします。

第15条 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等とします。但し、(a)電気の供給を開始した場合、又は(b)本電気需給契約を解除した場合の料金の算定期間は、それぞれ、(a)需給開始日から需給開始日を含む計量期間等の終期までの期間又は(b)最後の計量期間等の始期から解除日の前日までの期間とします。

第16条 使用電力量の算定

1. 使用電力量の算定は、原則として、一般送配電事業者が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量します。
2. 料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間において合計した値とします。
3. 当社は、お客様に対して、一般送配電事業者から毎月通知される需給地点ごとの計量の結果を速やかに通知します。
4. 計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかった場合の算定使用電力量は、託送供給等約款によって定めます。

第17条 料金の算定

1. 料金は、料金メニュー表等に定める(a)基本料金、(b)電力量料金、(c)燃料費調整額、(d)再生可能エネルギー発電促進賦課金及び(e)消費税等相当額の合計とします。
2. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を1月として算定します。
 - ① 電気の供給を開始し、又は本電気需給契約が終了した場合
 - ② 契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより料金に変更があった場合
 - ③ 第12条に定める料金改定により料金に変更された場合

第18条 日割計算

1. 当社は、第17条第2項①から③までにに基づき、(a)需給開始日から初回の計量期間等の終期までの日数、(b)本電気需給契約終了日の直前に終了した計量期間等の終期の翌日から本電気需給契約終了日までの日数、(c)直前に終了した計量期間等の終期の翌日から第17条第2項②若しくは③に定める変更が生じた日の前日までの日数、又は(d)第17条第2項②若しくは③に定める変更が生じた日から当該日の後最初に到来する計量期間等の終期までの日数（以下「日割計算日数」といいます。）が計量期間等の日数を下回るときは、以下のとおり当該月の料金を計算します。
 - ① 基本料金は、1月の基本料金に、日割計算対象日数を乗じ、計量期間等の日数を除して計算します。
 - ② 電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量により計算します。
2. 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度使用電力量の計量値の確認をします。

第19条 料金の支払義務及び支払期日

1. お客様の各月の料金の支払義務は、(a)当該月の計量日若しくは検針日又は(b)本電気需給契約が終了した場合には終了日に発生します。
2. お客様は、料金を、支払期日までに支払うものとします。料金の支払期日は、支払義務が発生した日の属する月の翌月末日（但し、当該日が銀行の非営業日に該当する場合には、翌銀行営業日）とします。

第20条 料金その他の支払方法

1. 当社は、各月の料金を、当該月の計量日若しくは検針日後に算定の上、お客様に対して速やかに請求します。但し、当社が提供する太陽光発電設備によるオンサイト電力供給サービスである「ソーラーメイト」に加入のお客様は「ソーラーメイト」の当該月の料金と同時に請求します。
2. お客様及び当社の間で別段の合意をした場合を除き、当社によるお客様への請求は、(a)当社のホームページにおけるMy Page上でお客様の閲覧に供する方法又は(b)電子メールの送信による方法により行います。なお、(a)の場合には、当社がMy Pageに請求額に係る電子データを記録したことをもって、請求を行ったものとします。
3. お客様は、料金については毎月、その他についてはその都度、クレジットカード払い（お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、当該クレジット会社に料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関を通じて払い込む方法）により支払うものとします。但し、当社が別途指定する場合には、その他の方法によることとします。
4. クレジットカード払いを行う場合、お客様は当社が指定した様式により予め当社に申し出るものとします。また、クレジットカード払いの場合、クレジット会社により当社が指定した金融機関に払い込まれたときに、支払債務が履行されたものとします。
5. お客様は、料金を支払義務の発生した順序で支払うものとします。
6. 当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した書式により、料金及びその他の債務の支払いを請求できるものとします。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

第21条 遅延損害金、保証金及び連帯保証人

1. 遅延損害金
 - ① 本電気需給契約に基づく金銭債務が支払期日までに支払われない場合には、お客様は、支払期日の翌日より実際の支払日までの経過日数に応じて、遅延損害金を支払うものとします。
 - ② 遅延損害金は、対象となる料金の金額に、年率14.6%の割合（1年間を365日とします。）を乗じて算出した金額とします。
2. 保証金
 - ① 当社は、供給の開始又は再開に先だって、予想月額料金の3月分に相当する金額を超えない範囲で、お客様から保証金を預けていただくことがあります。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、供給継続の条件として、新たに又は追加の保証金を預けていただくことがあります。
 - ② 保証金の預かり期間は、契約期間終了の日以降60日目の日までとします。
 - ③ 当社は、本電気需給契約が終了した場合又は本電気需給契約に基づくお客様の金銭債務が支払期日までに支払われなかった場合には、保証金をお客様の金銭債務に充当することがあります。
 - ④ 当社は、保証金について利息を付しません。
3. 連帯保証人
 - ① お客様が「ソーラーメイト」に加入されている場合、「ソーラーメイト」の契約に基づきお客様の債務を連帯保証する連帯保証人は、「ソーラーメイト」に基づく債務に加え、本電気需給契約上、お客様が当社に対して負担する一切の債務について、連帯保証するものとします。
 - ② 前号の場合、連帯保証人の責任は、「ソーラーメイト」の約款に記載される「本補償金額」に50万円を加えた金額を上限とします。

第22条 工事費等の負担

1. 託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から工事費等（以下「工事費負担金」といいます。）の負担又は精算を求められたときは、お客様は当該費用を負担するものとします。なお、当該費用及びその支払期限は託送供給等約款の定めに従い、一般送配電事業者が算出及び決定するものとします。

2. 工事完成後、お客様が支払った工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客様はその差額を支払うものとします。

第5章 使用及び供給等

第23条 適正契約の保持

お客様及び当社は、本電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、速やかに契約を適正なものに変更するものとします。

第24条 供給の停止

託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が託送供給を停止した場合には、当社によるお客様に対する電気の供給が停止されることがあります。

第25条 供給の中止又は利用の制限若しくは中止

次の場合には、契約期間中に電気の供給が中止され、又はお客様による利用が制限され、若しくは中止されることがあります。

- ① 一般送配電事業者が、その維持及び運用する供給設備について使用を制限又は中止した場合
- ② 一般送配電事業者の供給設備に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
- ③ 一般送配電事業者による供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ④ 非常変災の場合
- ⑤ その他需給上又は保安上必要がある場合

第26条 供給停止等の期間中の料金

第25条により電気の供給が停止等された場合であっても、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、お客様は、その停止等の期間中についても基本料金を増減することなく支払うものとします。

第27条 違約金

お客様の責めに帰すべき事由により当社が託送供給等約款の違約金に係る定めに基づき一般送配電事業者から違約金を請求された場合は、お客様は、当該違約金の金額を負担するものとします。

第28条 損害賠償の免責

1. 第25条によって電気の供給が中止され、又は電気の供給が制限され、若しくは中止された場合で、それが当社の責めによらない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
2. 第24条に基づき電力の供給が停止された場合、又は第32条若しくは第34条によって本電気需給契約を解除した場合若しくは本電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客様が受けた損害について賠償の責任を負いません。
3. その他当社の責めによらない理由（不可抗力事由又は一般送配電事業者の責めに帰すべき事由による場合を含みます。）によりお客様に損害が生じた場合、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

第29条 設備の賠償

お客様が故意又は過失によって一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、お客様は、その設備について一般送配電事業者より当社に請求のあった金額を賠償するものとします。

第6章 契約の変更及び終了

第30条 本電気需給契約の変更

1. お客様が料金メニュー又は契約電力等の変更を希望される場合において、当社が指定する方法により申込みをし、当社がこれを承諾したときには、本電気需給契約の内容は変更されるものとします。

2. お客様は、本約款等又は本電気需給契約の変更に伴い、第3項に定める場合を除き、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾するものとします。
 - ① 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
3. お客様は、本約款等又は本電気需給契約の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾するものとします。

第31条 譲渡

お客様は、当社の事前の書面による同意なしに、本電気需給契約に基づく地位並びに権利及び義務を譲渡できないものとします。

第32条 お客様からの本電気需給契約の任意解除

1. お客様が本電気需給契約の解除を希望する場合は、解除を希望する日（以下「解除希望日」といいます。）を定め、当社が指定する方法により、当社に申し出るものとします。
2. 第1項の場合、当該解除の申込に記載の解除希望日を本電気需給契約の終了日とします。但し、お客様が当該解除の申込みより前に電気の使用を廃止していた場合は、当社が当該解除の申込みを受領した日を本電気需給契約の終了日とします。また、当社の責めによらない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、供給を終了させるための処置ができない場合は、供給を終了させるための処置が可能となった日を本電気需給契約の終了日とします。

第33条 本電気需給契約の解除及び終了

1. 第32条にかかわらず、当社が以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客様は、当社に通知のうえ、本電気需給契約を解除できるものとします。
 - ① 本電気需給契約に違反した場合
 - ② 倒産手続の申立がされた場合
 - ③ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は手形交換所から不渡り処分を受け、その他財産状態が悪化した場合
 - ④ 合併によらずして解散した場合
 - ⑤ 本電気需給契約の履行に関して、不正又は背信的な行為があった場合
2. お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、お客様に通知のうえ、本電気需給契約を解除できるものとします。当該解除によって、お客様は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済するものとします。
 - ① 本電気需給契約に基づく金銭債務の支払を怠った場合
 - ② 本電気需給契約に違反した場合
 - ③ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は手形交換所から不渡り処分を受け、その他財産状態が悪化した場合
 - ④ 合併によらずして解散した場合
 - ⑤ 本電気需給契約の履行に関して、不正又は背信的な行為があった場合
3. お客様が以下の各号のいずれかに該当し又はそのおそれがある場合には、当社は、お客様に通知のうえ、本電気需給契約を解除できるものとします。当該解除によって、お客様は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済するものとします。
 - ① お客様の責に帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合
 - ② 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、又は亡失した場合

- ③ 一般送配電事業者が無断で一般送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行った場合
 - ④ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、又は電気を使用された場合
 - ⑤ 電灯及び小型機器をご使用のお客様向けの料金メニューを契約せずに、電灯及び小型機器を使用した場合
 - ⑥ 第7章に定めるお客様の協力義務に違反した場合
 - ⑦ その他お客様の責めに帰すべき事由により託送供給等約款に基づき託送供給が停止し又は託送供給契約が終了した場合
4. お客様が、第32条第1項による申し出をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用していないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に本電気需給契約は当然に終了するものとします。

第34条 供給開始に至らないで本電気需給契約を終了又は変更する場合の費用

供給設備の一部又は全部が施設された後、お客様の都合によって供給開始に至らないで本電気需給契約が終了又は変更される場合には、お客様は、一般送配電事業者が請求した費用を支払うものとします。なお、この場合には、実際に供給設備の工事が行われなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、お客様は、その実費を支払うものとします。

第35条 本電気需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

次の場合には、お客様は、当社との間で、本電気需給契約の終了又は変更の日に、次のとおり料金及び工事費等を精算するものとします。但し、第33条第1項に基づき本電気需給契約が解除される場合及び非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- ① 契約電力等を新たに設定し又は増加した後1年に満たないで終了する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、新たに設定し又は増加した契約電力等につき、該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。
なお、増加後に終了する場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力等の増加分と残余分の比で按分したものとします。
- ② 契約電力等を新たに設定し又は増加した後1年に満たないで減少する場合は、それまでの期間の料金について、遡って、減少する契約電力等（増加後に減少する場合で、減少する契約電力等分が増加した契約電力等分を上回るときは、増加した契約電力等分とします。）につき、該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、これにより算定される料金と既に支払われた料金との差額をお客様は当社に支払うものとします。また、この場合において、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者から料金又は工事費の追加の支払を求められるときには、お客様はその追加支払額を負担するものとします。
なお、この場合には、それぞれの使用電力量は、契約電力等の減少分と残余分の比で按分したものといたします。

第36条 本電気需給契約終了後の債権債務関係

契約期間中の料金その他の債権債務は、本電気需給契約の終了によっては消滅しません。

第7章 お客様の協力

第37条 用地提供に関するお客様の協力

お客様は、一般送配電事業者が建設又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について協力するものとします。

第 38 条 立ち入りに関するお客様の協力

当社が本電気需給契約の遂行上必要と認めるとき、又は一般送配電事業者が託送供給等約款に定める業務を遂行する過程で必要と認めるときは、お客様の承諾を得て、お客様の土地又は建物に立ち入ることができるものとします。この場合、正当な理由がない限り、お客様は立ち入り及び業務の実施を承諾するものとします。なお、お客様の求めに応じ、一般送配電事業者の係員は証明書を提示するものとするものとします。

第 39 条 電気の使用に関するお客様の協力

1. お客様の電気の使用により、次の各号のいずれかの原因により第三者の電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様は、お客様の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に設置するものとします。特に必要がある場合には、お客様の負担で、一般送配電事業者が供給設備を変更し、又は専用供給設備を設置することができるものとします。
 - ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ② 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ④ 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - ⑤ その他前各号に準ずる場合
2. お客様が、発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合にも、前項が適用されるものとします。この場合、お客様は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）、一般送配電事業者が定める系統連系に関する契約要綱等、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続するものとします。

第 40 条 調査に関するお客様の協力

1. お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合、お客様は、当該工事の完成後、速やかにその旨を一般送配電事業者又は登録調査機関に通知するものとします。
2. 一般送配電事業者は、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているか否かを調査するにあたり、必要があるときは、お客様の承諾を得て、電気工作物の配線図等の提供をお客様に対して要求することができます。

第 41 条 保安に関するお客様の協力

1. 需給地点に至るまでの供給設備及び計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、託送供給等約款に従い一般送配電事業者が保安の責任を負います。
2. お客様は、次の各号に該当する場合、速やかにその旨を一般送配電事業者に通知するものとします。
 - ① お客様が、一般送配電事業者の電気工作物に異常若しくは故障があり、又は異常若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ② お客様が、お客様の電気工作物に異常若しくは故障があり、又は異常若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
3. お客様が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みますがこれに限られません。）の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知するものとします。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者に通知するものとします。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様に対し、その内容の変更を要求することができます。
4. 一般送配電事業者は、必要に応じて、電気の供給に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行うことができます。

第 42 条 利用の制限又は中止への協力

第 25 条に基づきお客様への電気の利用が制限又は中止される場合には、お客様は、必要に応じて協力するものとします。

第 8 章 その他

第 43 条 需給地点及び設備

1. 電気の需給地点は、託送供給等約款における供給地点とします。
2. 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、お客様が工事費負担金等として一般送配電事業者を支払う金額を除き、一般送配電事業者の負担で設置します。
3. 付帯設備（お客様の土地又は建物に施設される供給設備を支持し、又は収納する工作物及びその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設するものとします。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

第 44 条 不可抗力

1. 天災、地変、地震、津波、台風、落雷、火山活動、渇水、戦争、テロ、疫病その他のいかなる当事者のいかなる責めに帰すべき事由ともならない事由（以下「不可抗力事由」といいます。）の発生により、いずれかの当事者の本電気需給契約上の義務の全部又は一部の履行ができなくなった場合には、当該不可抗力事由が継続する期間において、当該当事者は、当該義務の履行を免れるものとします。また、他の当事者は、当該不可抗力事由が継続する期間において、当該義務に応じた本電気需給契約上の義務の履行を免れるものとします。
2. 不可抗力事由が発生した場合には、お客様及び当社は、不可抗力事由による本電気需給契約上の義務の履行ができなくなった状況の解消について誠実に協議するものとします。

第 45 条 消費税等相当額の変更

消費税法、地方税法その他の法令等の変更により、消費税等相当額に変更が生じた場合、お客様は当該変更後の法令等に基づき消費税等相当額を負担するものとします。

第 46 条 準拠法及び管轄裁判所

1. 本約款等は、日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 本約款等から生じ、又は関連するいかなる裁判上の紛争についても、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 47 条 秘密保持

1. 次の各号のいずれかに該当する情報並びにお客様及び当社の間で別段の合意をした場合を除き、当社及びお客様は、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、本電気需給契約の内容その他の本電気需給契約に関する事項、及び本電気需給契約に関連して知り得た相手方当事者に関する情報を、第三者に開示しないものとします。但し、(a)本契約の履行に必要な場合、(b)法令等に従って必要となる場合、(c)政府機関からの開示要求に従って開示を行う場合、又は(d)当社又はお客様が、自己の役員及び従業員、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家に対して開示を行う場合、並びに本電気需給契約に付随するサービスの外部委託者並びにその役員及びその従業員に対して開示を行う場合にはこの限りではありません。但し、(c)に基づく開示の場合は、開示当事者は、速やかに開示請求を受けた旨を相手方当事者に通知し、(d)に基づく開示の場合は、開示しようとする当事者は、開示前に本条と同様の秘密保持義務を開示先に課すものとします（但し、法令等に基づき開示先が同等の秘密保持義務を負う場合を除きます。）。
 - (i) 相手方当事者から開示を受けた時点で、既に所有していた情報又は既に公知であった情報
 - (ii) 相手方当事者から開示を受けた後、開示を受けた当事者の責めに帰することができない事由により、公知となった情報
 - (iii) 秘密保持義務を負わない第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報
 - (iv) 開示を受けた当事者が独自に開発した情報

2. 第1項にかかわらず、当社は本電気需給契約に関連して知り得たお客様に関する情報を以下の目的で利用することがあります。
 - (i) お客様と当社が締結した契約に基づくサービスの実施、維持、向上、改善、決済、ご案内、お問い合わせ等への対応
 - (ii) 当社製品やサービスに関するアンケート等の依頼及びアンケート結果等の統計的な集計
 - (iii) 当社製品やサービス、イベント、キャンペーン等のご案内
 - (iv) マーケティング調査及び分析
3. 本条に基づく当社及びお客様の秘密保持義務は、本電気需給契約の終了後も5年間存続します。

第48条 反社会的勢力との関係排除

1. お客様及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力にも次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、又は相手方当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. お客様及び当社は、相手方当事者が第1項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方当事者の調査を行うことができ、相手方当事者はこれに協力するものとします。また、お客様及び当社は、自己が、前二項のいずれかに違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方当事者に対し、直ちにその旨を通知するものとします。
4. お客様及び当社は、相手方当事者が前三項のいずれかに違反した場合は、相手方当事者の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本電気需給契約を解除できるものとします。
5. お客様及び当社は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第49条 誠実協議

本約款等に定めのない事項については、法令又は託送供給等約款等に準じて、当社及びお客様の間で誠実に協議するものとします。

附 則

第 1 条 本約款の実施期日

本約款は、2021 年 3 月 15 日より実施します。